



平成 29 年 8 月 21 日

各位

会 社 名 株 式 会 社 エ ル テ ス
代 表 者 名 代表取締役社長 菅原 貴弘
(コード番号:3967 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役管理部長 松林 篤樹
(TEL. 03-6550-9280)

第三者割当による新株予約権の発行及び時価発行新株予約権信託の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催されました取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第5回及び第6回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行を行うこと及び時価発行新株予約権信託(以下「本信託」といいます。)を活用したインセンティブプラン(以下「本インセンティブプラン」といいます。)の導入について決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、時価発行新株予約権信託とは、時価により発行される新株予約権を受託者が保管しておき、一定の期日になった時点で条件を満たした受益者に対して交付するという新たなインセンティブ制度であります。

1. 募集の概要

(1)	割当日	平成 29 年 9 月 7 日
(2)	発行新株予約権数	第5回 400 個 第6回 1,600 個
(3)	発行価額	第5回 15,600,000 円(新株予約権1個につき 39,000 円) 第6回 1,600,000 円(新株予約権1個につき 1,000 円)
(4)	当該発行による潜在株式数	200,000 株(新株予約権1個につき 100 株)
(5)	資金調達額	616,200,000 円(差引手取概算額: 603,200,000 円) (内訳) 新株予約権発行による調達額: 17,200,000 円 新株予約権行使による調達額: 599,000,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権の発行価額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6)	行使価額	1株当たり 2,995 円(固定)
(7)	募集又は割当方法(割当予定先)	受託者 辻・本郷税理士法人に対して第三者割当の方法によって行います。
(8)	その他	本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、

		<p>当社及び当社関係会社の取締役、監査役、従業員及び顧問(以下「当社役員等」といいます。)の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものです。</p> <p>当社は、一般的に実施されているストックオプションのような従来型のインセンティブプランではなく、信託を用いた本インセンティブプランを活用することにより、当社役員等を対象として、当社への貢献度に応じて、予め定められた本新株予約権の交付ガイドライン(以下「交付ガイドライン」といいます。)に従って新株予約権を分配することができます。これにより、当社は、当社企業価値の向上に向けた当社役員等の貢献を公平に評価した上で新株予約権を分配することができるようになり、既存の新株予約権を用いたインセンティブプランよりも一層、当社役員等の当社への貢献意欲の向上を図ることができ、また優秀な人材を誘引できるものと期待しております。</p> <p>なお、本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要します。</p> <p><第5回新株予約権の主な行使条件></p> <p>① 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「受益者」または「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。</p> <p>② 受益者は、平成30年2月期及び平成31年2月期の有価証券報告書に記載される報告セグメントにおけるソーシャルリスク事業のセグメント営業利益の合計額が5億円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>なお、上記の業績条件の判定に際しては、当該事業年度において当社がソーシャルリスク事業の単一セグメントである場合には、セグメント営業利益に代えて損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)における営業利益をもって行うものとする。また、事業セグメントの変更等により上記セグメント営業利益を参照することが適切でないとして取締役会が判断した場合や適用する会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、上記利益目標と実質的に同等なものとして別途参照すべき経営指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>③ 受益者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員または顧問であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>④ 受益者が行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。</p>
--	--	---

		<p>⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑦ 金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件とする。</p> <p><第6回新株予約権の主な行使条件></p> <p>① 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「受益者」または「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。</p> <p>② 受益者は、平成 32 年2月期及び平成 33 年2月期の有価証券報告書に記載される報告セグメントにおけるソーシャルリスク事業のセグメント営業利益の合計額が8億円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>なお、上記の業績条件の判定に際しては、当該事業年度において当社がソーシャルリスク事業の単一セグメントである場合には、セグメント営業利益に代えて損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)における営業利益をもって行うものとする。また、事業セグメントの変更等により上記セグメント営業利益を参照することが適切でないと取締役会が判断した場合や適用する会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、上記利益目標と実質的に同等なものとして別途参照すべき経営指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>③ 受益者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員または顧問であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>④ 受益者が行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。</p> <p>⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑦ 金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件とする。</p>
--	--	--

(注)資金調達額は、払込金額の総額、即ち、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額であり、差引手取概算額は払込金額の総額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は新株予約権を取得した

者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

＜本インセンティブプラン導入の目的及び理由＞

当社は、当社役職員等のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、当社代表取締役社長である菅原貴弘を委託者(以下「本委託者」といいます。)とし、当社税務顧問である辻・本郷税理士法人を受託者(以下「本受託者」といいます。)とする時価発行新株予約権信託設定契約(以下「本信託契約」といいます。)を締結し、本信託を活用したインセンティブプラン(以下「本インセンティブプラン」といいます。)を実施いたします。本インセンティブプランは、本信託契約の内容に従って、2つの以下のプランによって構成されます。

新株予約権信託の種類	新株予約権の数	人事評価期間	信託期間満了日
第5回新株予約権	400個	平成30年2月期～平成31年2月期	平成31年6月1日
第6回新株予約権	1,600個	平成32年2月期～平成33年2月期	平成33年6月1日

本インセンティブプランでは、本信託契約の定めに従って、本委託者が本受託者に対してその手許資金を信託拋出し、本受託者が各本新株予約権の総数を引受けるとともに信託拋出された資金を用いて当該各新株予約権の発行価額の総額を払い込むことで、各新株予約権を取得します。そして、本受託者が取得した第5回新株予約権は当該信託期間の満了日(平成31年6月1日)に、第6回新株予約権は当該信託期間の満了日(平成33年6月1日)において、受益者となる当社役職員等に分配されることとなります。なお、本インセンティブプランの委託者となる関係上、当社代表取締役社長である菅原貴弘は受益者の範囲には含まれません(詳細については、下記「本インセンティブプランの概要図」をご参照ください。)

本受託者より各本新株予約権の交付を受ける者(以下「受益者」といいます。)は、各本新株予約権の配分方法が規定される交付ガイドライン(以下「交付ガイドライン」といいます。)に従って指定されます。具体的には、当社役職員等は、当社が定める人事評価マニュアルに基づき、各事業年度に個人別に設定された目標の達成度合いに応じて評価(5段階評価)を受け、所属部署・役職と社内評価の結果に応じてポイントを取得します。そして、当社役職員等は、第5回新株予約権については平成30年2月期及び平成31年2月期を評価対象として、第6回新株予約権については平成32年2月期及び平成33年2月期を評価対象として、それぞれ獲得したポイント数に基づき、各々第5回新株予約権を平成31年6月1日に、第6回新株予約権を平成33年6月1日に、比例按分して交付を受けることとなります。

当社が今般採用いたしました本インセンティブプランは、現在当社に在籍している者のみならず将来採用される当社役職員等も含めて、将来の分配時点において、それまでの貢献度を考慮して各本新株予約権の交付対象者と交付個数を決定することが可能となる点において、一般的に実施されているストックオプションのような従来型のインセンティブプランとは異なる特徴を有するものであります。

即ち、従来型のインセンティブプランにおいては、発行会社は、新株予約権の発行時点で付与対象者及び付与対象者ごとの付与個数を決定しなければならず、①役職員の過去の実績などを手掛かりに将来の貢献度を現時点で見積もって付与した結果、実際の業績貢献度に応じた適切な報酬配分とならない場合や、②発行後に入社する役職員との間の不公平を避けるために、何度も新たな新株予約権を発行しなければならず、その都度煩雑

な発行手続きや管理コストの負担が必要になるなどといった課題がありました。

これに対して、本インセンティブプランにおいては、一旦本受託者に対して発行された新株予約権を、本信託の趣旨に従って、人事評価期間中の当社役職員等の貢献度に応じて、将来的に分配することが可能であり、将来採用される当社役職員等に対しても新株予約権を分配することが可能となるほか、各新株予約権の交付日まで当社に勤続していた当社役職員等にも新株予約権を交付することができるため、交付日までに退職者が出た場合にも対応することが可能となるなど、従来型のインセンティブプランでは実現が困難であった柔軟な運用が可能となっております。さらに、本インセンティブプランでは、限られた個数の新株予約権を将来の貢献度に応じて当社役職員等で分配することになるため、より一層当社への貢献意欲が向上するものと期待されるとともに、優秀な人材の獲得に当たっての誘引手段として機能することが期待されます。

さらに、本新株予約権には、当社のセグメント営業利益に関する業績達成条件(2期合計で5億円、8億円)が定められております。当社のソーシャルリスク事業は、ストック型のサービスモデルとなっており、既存案件の継続と新規案件の受注から構成されております。このため、顧客基盤の継続的な拡充が、当社の事業成長に寄与するものであります。本新株予約権の業績達成条件については、これまでの実績推移を基に、新規受注の獲得を目指すものであります。そして、中長期に渡り、顧客基盤の継続的な成長を維持するため、平成30年2月期及び平成31年2月期のセグメント営業利益の合計額を業績達成条件とする第5回新株予約権に比して、平成32年2月期及び平成33年2月期のセグメント営業利益の合計額を業績達成条件とする第6回新株予約権の発行新株予約権数に重点を置いております。

当社は、当該業績目標を設定することで、当社役職員等の業績達成意欲をより一層向上させ、当該業績目標の達成を通じて、当社の企業価値・株式価値を名実ともに向上させることが期待できるものと考えております。

以上のことから、当社は、本インセンティブプランの導入が既存株主の皆様利益にも資するものであると考えております。

なお、当社は本日付で、本新株予約権と同様の業績達成条件が設定された新株予約権(第4回新株予約権)の発行を決議しております。詳細につきましては、本日公表の「募集新株予約権(有償ストック・オプション)の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

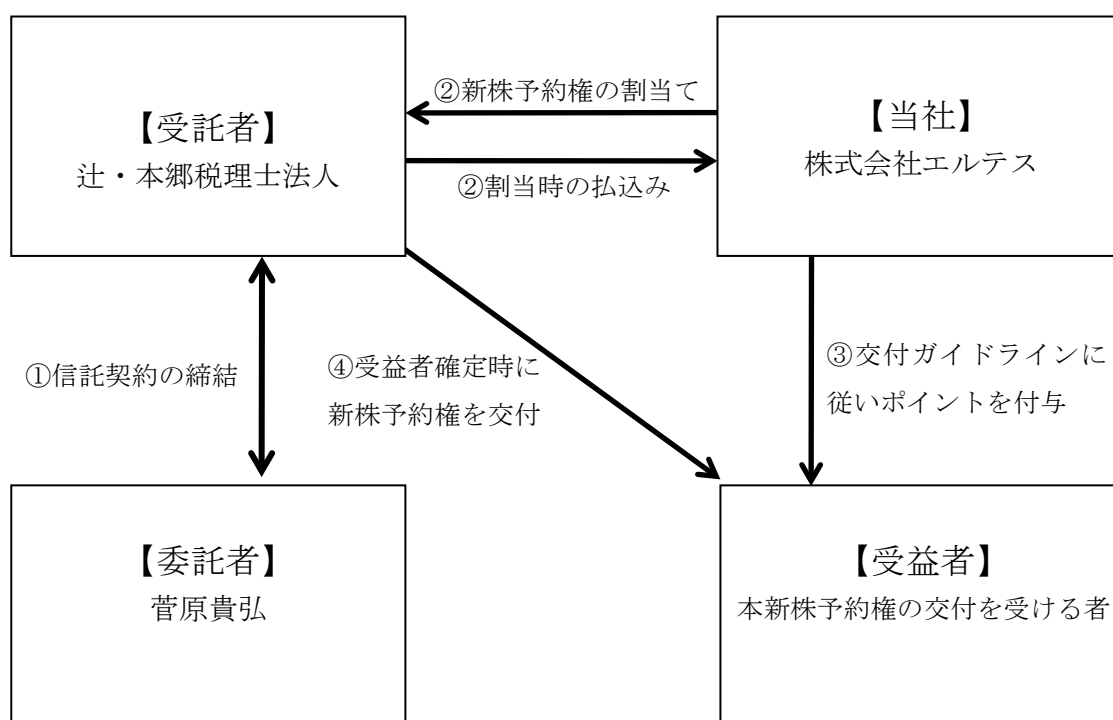
当該第4回新株予約権については、当社代表取締役であり本インセンティブプランの委託者である菅原貴弘に対して発行するものでありますが、これは、本インセンティブプランの性質上、委託者は受益者となることができないため、当社代表取締役である菅原貴弘に対しては本インセンティブプランと同様の業績条件を設定した第4回新株予約権を自らの資金負担にて直接に引き受けさせることで、業績及び企業価値に対するコミットメントを示すべきと判断したことによるものであります。

このように、当社は信託を用いた本インセンティブプランと新株予約権を直接取得する従来型の有償新株予約権を併せて実施することにより、当社グループ全体の結束力及び一体感を高め、より一層の意欲及び士気の向上を期待するものであります。

<本信託の概要>

名称	時価発行新株予約権信託設定契約
委託者	菅原貴弘（当社代表取締役社長）
受託者	辻・本郷税理士法人（当社税務顧問）
受益者	信託期間満了日に受益者として指定された者（受益者確定手続を経て特定されるに至ります。）
信託契約日（信託期間開始日）	平成 29 年 8 月 28 日
信託期間満了日 （本新株予約権の交付日）	第 5 回新株予約権：平成 31 年 6 月 1 日 第 6 回新株予約権：平成 33 年 6 月 1 日
信託の目的	本新株予約権を受益者に引き渡すことを主たる目的とします。
受益者適格要件	本信託契約に基づき、信託期間満了日時点の当社役職員等のうち受益者として指定された者を受益者とし、それぞれ各新株予約権の分配数量を確定します。 なお、分配のための基準は、信託契約日である平成 29 年 8 月 28 日付で定められる予定の交付ガイドラインに規定されております。交付ガイドラインとは、信託期間満了日に本新株予約権を交付する当社役職員等の範囲と数量を決定するために当社が定めた準則であり、当社は交付ガイドラインに従って当社役職員等を評価し、本新株予約権の分配を行います。その内容は、上記<本インセンティブプラン導入の目的および理由>に記載の通りです。

<本インセンティブプランの概要図>



- ① 本委託者である菅原貴弘が本受託者である辻・本郷税理士法人との間の本信託契約に基づき本受託者へ金銭を拠出し、本信託を設定します。当社は、本信託契約に基づき、信託管理人兼受益者指定権者に就任します。なお、本インセンティブプランは、本委託者から将来の受益者に対する贈与の性格を有するものです。
- ② 当社は、本信託の設定を前提に、平成 29 年8月 21 日開催の取締役会決議に基づき、本受託者に対して第5回新株予約権及び第6回新株予約権を発行し、受託者である辻・本郷税理士法人は、上記①で本信託に拠出された金銭を原資として、当社から当該各新株予約権を引き受けます。そして、新株予約権を引き受けた本受託者は、本信託契約に従い各新株予約権を信託期間の満了日まで保管します。
- ③ 当社は、交付ガイドラインの定めに従い、人事評価期間中の当社への貢献度等に応じて、当社役職員等に対し交付する本新株予約権の個数を決定する基準となるポイントを付与し、当該ポイントの数に応じて各当社役職員等に対して交付すべき本新株予約権の個数を決定します。
- ④ 本信託の信託期間満了時に、受益者が確定し、本受託者が保管していた各新株予約権が受益者に分配されます。

※本新株予約権の分配を受けた受益者は、当該本新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従い、当該新株予約権を行使して行使価額の払込みをすることで当社の普通株式を取得することができます。また、権利行使により当社株式を取得した受益者は、株主として当社株式を保有し、また、任意の時点で市場にて株式を売却することができます。

※本受託者が破産・解散等した場合については、信託法第 62 条第1項に基づき、本信託契約に基づき新たな受託者が選任されることとなります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
616,200,000	13,000,000	603,200,000

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(17,200,0000 円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(599,000,000 円)を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、新株予約権の価額算定費用、インセンティブ制度・人事評価制度設計に係るコンサルティング費用等の合計額であります。

4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社役職員等の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、本新株予約権の行使の決定は受託者から本新株予約権の交付を受けた当社役員等の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

また、行使による払込みがなされた以降、上記充当時までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及びその行使により調達する資金は、当社の業務運営に資するものであり、合理性があるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングに本新株予約権の評価を依頼しました。当該第三者評価機関は、本新株予約権の回数ごとにそれぞれ以下の条件に基づいて、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって本新株予約権の評価を実施した結果、第5回新株予約権の1個当たりの評価結果を39,000円、第6回新株予約権の評価結果を1,000円と算出しております。

<第5回新株予約権>

本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値の2,995円/株、類似上場会社の株価変動性(ボラティリティ)平均値66.30%、配当利回り0%、無リスク利率-0.044%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額2,995円/株、満期までの期間7年、業績条件)

<第6回新株予約権>

本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値の2,995円/株、類似上場会社の株価変動性(ボラティリティ)平均値66.30%、配当利回り0%、無リスク利率-0.044%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額2,995円/株、満期までの期間7年、業績条件)

当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の1個当たりの払込金額を当該算出結果と同額に決定いたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日(平成29年8月18日)の東京証券取引所における普通取引の終値2,995円を参考として、当該終値と同額の1株2,995円に決定いたしました。

さらに、当社監査役全員から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当しない旨の見解を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は200,000株(議決権数2,000個)であり、平成29

年6月1日付株式分割後の当社発行済株式総数 5,088,000 株(議決権数 50,844 個)を分母とする希薄化率は 3.93%(議決権の総数に対する割合は 3.93%)に相当し本新株予約権の行使により相応の希薄化が生じます。また、当該希薄化率は、上述の第4回新株予約権と合算した場合には、発行済株式総数の 7.86%(議決権の総数に対する割合は 7.87%)に相当します。

しかしながら、本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の中長期的な増大を目指すに当たり、当社役員等の一掃感との結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を目的としております。また、あらかじめ定める時価総額及び業績に係る目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上が見込まれるものと考えております。

なお、本新株予約権の行使により発行される株式の総数 200,000 株に、上述の第4回新株予約権の行使により発行される株式の総数 200,000 株と合算した株数は 400,000 株ですが、これに対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は約 250,000 株であり、一定の流動性を有しております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の皆様への利益にも貢献できるものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(a)	名 称	辻・本郷税理士法人
(b)	所 在 地	東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号 新宿センタービル 31 階
(c)	代表者の役職・氏名	代表社員 本郷 孔洋
(d)	事 業 内 容	会計コンサルティング、税務コンサルティングなど
(e)	資 本 金	6,770,000 円
(f)	設 立 年 月 日	平成 14 年 4 月
(g)	従 業 員 数	1,280 名
(h)	主 要 取 引 先	上場企業、非上場企業
(i)	主 要 取 引 銀 行	株式会社三菱東京UFJ銀行
(j)	出 資 比 率	本郷孔洋 30%、徳田孝司 15%、藤田裕 7%、木村信夫 7%他
(k)	当事会社間の関係	
	資 本 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
	人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取 引 関 係	当社の税務顧問であり、当社は顧問契約に従って毎月顧問料を支払っております。

	<p>関連当事者への 該 当 状 況</p>	<p>割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。</p>
--	----------------------------	--

(注)1. 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成 29 年 8 月 21 日現在のものです。

2. 当社は、割当予定先から、暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書を受領しております。当社においても割当予定先が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関（株式会社国際危機管理機構 東京都千代田区 代表取締役坂田育子）に調査を依頼し、確認しており、割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社が、本受託者を本新株予約権の割当予定先として選定した理由は、以下のとおりであります。

まず、本信託では、本受託者である辻・本郷税理士法人の厚意により、受託に際して信託報酬が生じない民事信託が採用されております。営利を目的とする業としての信託（商事信託）ではない民事信託では、信託銀行又は信託会社以外でも受託者となることが許容されており、信託報酬が生じない点などにおいてインセンティブプラン全体に要するコストの類を一般的に安価に収めることが可能となります。

また、業務内容の点から見ても、本信託における本受託者の主たる業務は、①信託期間中に当該本新株予約権を管理すること、②信託期間満了日に本新株予約権を受益者へ分配すること及び③本信託の維持に係る法人税を納付すること等に限定されているため、当社は、信託銀行又は信託会社でなくとも当該事務を遂行することは十分に可能と判断いたしました。次に、本受託者は、税理士業を業としており、本信託の受託者として必要とされる毎事業年度の納税事務を行う能力においても何ら問題はないものと判断いたしました。さらに、本受託者は、当社の税務顧問であり、当社への理解及び当社との信頼関係においても十分に信頼に足りると判断いたしました。

以上の理由から、当社は、辻・本郷税理士法人を本新株予約権の割当予定先として選定したものであります。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である辻・本郷税理士法人は、本信託契約及び交付ガイドラインに従い、各本新株予約権を、各信託期間満了日まで保有し、その後、受益者（受益者適格要件を満たす者のうち受益者となる意思表示をした者）へ交付することとなっております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権の払込みに要する資金に相当する金銭として、委託者である菅原貴弘が委託者個人資産として当初信託金を十分に保有している旨を委託者の預金通帳の写しにより確認するとともに、平成 29 年 8 月 28 日に締結される予定の信託契約書案を確認することによって、委託者から拠出される当初信託金を割当日において信託財産内に保有する予定である旨に確認しております。

(5) その他重要な契約等

上記の本信託契約のほか、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した

重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前		募集後	
菅原 貴弘	23.27%	菅原 貴弘	25.22%
株式会社TSパートナーズ	10.00%	株式会社TSパートナーズ	9.27%
株式会社産業革新機構	9.83%	株式会社産業革新機構	9.12%
日本証券金融株式会社	4.00%	日本証券金融株式会社	3.71%
NTTインベストメント・パートナーズファンド投資事業組合	3.28%	NTTインベストメント・パートナーズファンド投資事業組合	3.04%
株式会社電通	2.46%	株式会社電通	2.28%
NTTコム オンライン・マーケティング・ソリューション株式会社	2.36%	NTTコム オンライン・マーケティング・ソリューション株式会社	2.19%
株式会社マイナビ	1.64%	株式会社マイナビ	1.52%
電通デジタル投資事業有限責任組合	1.64%	電通デジタル投資事業有限責任組合	1.52%
株式会社アドベンチャー	1.57%	株式会社アドベンチャー	1.46%

(注)1. 募集前の保有比率は、平成29年5月31日現在の株主名簿上の所有議決権数を基準としております。

2. 募集後の保有比率は、平成29年5月31日現在の所有議決権数を、当該総議決権数に本新株予約権（菅原貴弘に対する第4回新株予約権を含む）の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数で除して算出しております。

3. 上記表中の持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

4. 割当予定先である辻・本郷税理士法人は、割当られた本新株予約権の信託に係る事務手続き及び管理を行うことだけを目的とし、信託満了後は本信託契約及び交付ガイドラインに従い、本新株予約権を受益者へ交付することを約していることから、募集後の大株主及び持株比率には表示しておりません。

5. 本インセンティブプランの性質上、現時点において、本新株予約権の交付を受ける受益者が確定していないことから、受益者は募集後の大株主及び保有比率には表示しておりません。

8. 今後の見通し

当社は、平成30年2月期第2四半期より、連結決算への移行を予定しております。詳細につきましては、本日公表の「連結決算への移行並びに連結決算開始に伴う連結業績予想に関するお知らせ」をご参照下さい。

また、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

決算期	平成 27 年 2 月期	平成 28 年 2 月期	平成 29 年 2 月期
売上高	649 百万円	960 百万円	1,379 百万円
営業利益	△151 百万円	135 百万円	183 百万円
経常利益	△153 百万円	131 百万円	170 百万円
当期純利益	△118 百万円	88 百万円	104 百万円
1 株当たり当期純利益	△50.40 円	23.96 円	23.13 円
1 株当たり配当金	0 円	0 円	0 円
1 株当たり純資産	71.20 円	222.08 円	309.41 円

(注) 当社は、平成 28 年 7 月 30 日付で普通株式 1 株を 100 株に分割し、平成 29 年 6 月 1 日付で普通株式 1 株を 2 株に分割しております。これに伴い、平成 27 年 2 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額を算定しております。

(2) 現時点における発行済み株式数及び潜在株式数の状況(平成 29 年 6 月 1 日現在)

決算期	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	5,088,000 株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	— 株	— %

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 27 年 2 月期	平成 28 年 2 月期	平成 29 年 2 月期
始 値	—	—	3,255 円
高 値	—	—	4,835 円
安 値	—	—	2,485 円
終 値	—	—	4,570 円

(注 1) 当社は平成 28 年 11 月 29 日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしましたので、その以前の株価については、該当事項はありません。

(注 2) 平成 29 年 6 月 1 日付で当社普通株式 1 株につき 2 株の割合をもって株式分割が行われたことを踏まえ、平成 29 年 2 月期の期首に株式分割が行われたものと仮定し、小数点第 1 位を四捨五入して当該数値を算出しております。

② 最近 6 か月間の状況

	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
始 値	4,635 円	4,375 円	3,550 円	4,005 円	3,680 円	3,225 円
高 値	5,500 円	4,385 円	4,545 円	4,110 円	3,820 円	3,395 円
安 値	3,800 円	2,925 円	3,455 円	3,400 円	3,100 円	2,952 円
終 値	4,340 円	3,510 円	4,065 円	3,630 円	3,225 円	2,995 円

(注1) 平成29年8月の株価については、平成29年8月18日現在で示しております。

(注2) 平成29年6月1日付で当社普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割が行われたことを踏まえ、事業年度の期首に株式分割が行われたものと仮定し、小数点第1位を四捨五入して当該数値を算出しております。

③ 発行決議日前日における株価

	平成29年8月18日
始 値	3,005 円
高 値	3,030 円
安 値	2,990 円
終 値	2,995 円

(4) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

公募による新株式発行

払込期日	平成28年11月28日
調達資金の額	247,020,000 円 (差引手取概算額: 244,650,000 円)
発行価額	1株につき1,646.80 円
募集時における発行済株式数	2,201,600 株
当該募集による発行株式数	150,000 株
募集後における発行済株式総数	2,351,600 株
割当先	株式会社SBI証券、みずほ証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、岡三証券株式会社、香川証券株式会社、極東証券株式会社、マネックス証券株式会社、藍澤証券株式会社、東洋証券株式会社
発行時における当初の資金使途及び当初の支出予定時期	①広告宣伝活動及び広報活動、Webサイトリニューアル費用 平成29年2月期: 10,000 千円、平成30年2月期: 30,000 千円 ②採用費及び人件費 平成29年2月期: 30,000 千円 ③システムインフラの増強費用及びソフトウェア等の取得費用 平成29年2月期: 15,000 千円、平成30年2月期: 15,000 千円 ④本社機能の強化のためのオフィス移転及び構築費用 平成29年2月期: 70,000 千円 ⑤新サービス設計及び構築費用 平成29年2月期: 20,000 千円、平成30年2月期: 30,000 千円 ⑥専門性を持ったパートナーとの連携を推進するための資金 平成29年2月期以降: 78,006 千円
現時点における充当状況	現時点までにおいて、当初の予定どおり充当中であります

オーバーアロットメントによる売出しに係る第三者割当による新株式発行

払込期日	平成28年12月30日
調達資金の額	53,356,320 円 (差引手取概算額: 45,441,000 円)

発行価額	1株につき1,646.80円
募集時における発行済株式数	2,351,600株
当該募集による発行株式数	32,400株
募集後における発行済株式総数	2,384,000株
割当先	株式会社SBI証券
発行時における当初の資金使途 及び当初の支出予定時期	①広告宣伝活動及び広報活動、Webサイトリニューアル費用 ②採用費及び人件費 ③システムインフラの増強費用及びソフトウェア等の取得費用 ④本社機能の強化のためのオフィス移転及び構築費用 ⑤新サービス設計及び構築費用 ⑥専門性を持ったパートナーとの連携を推進するための資金 平成29年2月期以降
現時点における充当状況	現時点までにおいて、当初の予定どおり充当中であります

第5回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の数

400 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 40,000 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、39,000 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 2,995 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、平成31年6月1日から平成36年9月6日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 当社から本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「受益者」または「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使することができる。

② 受益者は、平成30年2月期及び平成31年2月期の有価証券報告書に記載される報告セグメントにおけるソーシャルリスク事業のセグメント営業利益の合計額が5億円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

なお、上記の業績条件の判定に際しては、当該事業年度において当社がソーシャルリスク事業の単一セグメントである場合には、セグメント営業利益に代えて損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)における営業利益をもって行うものとする。また、事業セグメントの変更等により上記セグメント営業利益を参照することが適切でないと取締役会が判断した場合や適用する会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、上記利益目標と実質的に同等なものとして別途参照すべき経営指標を取締役に定めて定めるものとする。

③ 受益者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員または顧問であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④ 受益者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成29年9月7日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5.に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 29 年9月7日

以 上

第6回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の数

1,600 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 160,000 株とし、下記3. (1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、1,000 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 2,995 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成33年6月1日から平成36年9月6日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 当社から本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使できず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使することができる。

② 受益者は、平成32年2月期及び平成33年2月期の有価証券報告書に記載される報告セグメントにおけるソーシャルリスク事業のセグメント営業利益の合計額が8億円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

なお、上記の業績条件の判定に際しては、当該事業年度において当社がソーシャルリスク事業の単一セグメントである場合には、セグメント営業利益に代えて損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）における営業利益をもって行うものとする。また、事業セグメントの変更等により上記セグメント営業利益を参照することが適切でないことと取締役会が判断した場合や適用する会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、上記利益目標と実質的に同等なものとして別途参照すべき経営指標を取締役会にて定めるものとする。

③ 受益者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員または顧問であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④ 受益者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成 29 年9月7日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5.に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 29 年9月7日

以 上